

令和4年度答申第33号
令和4年8月4日

諮詢番号 令和4年度諮詢第32号（令和4年7月12日諮詢）

審査庁 特許庁長官

事件名 商標登録出願却下処分に関する件

答申書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮詢に対し、次のとおり答申する。

結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮詢に係る審査庁の判断は、妥当である。

理由

第1 事案の概要

本件は、特許庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、商標登録出願（商願a。以下「本件出願」という。）をした審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が法律で定められた期間内に登録料を納付しなかつたとして、商標法（昭和34年法律第127号）77条2項において準用する特許法（昭和34年法律第121号）18条1項の規定に基づき、本件出願を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）商標登録の査定

商標法16条は、審査官は、政令で定める期間内に商標登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、商標登録をすべき旨の査定をしなければならないと規定し、同法17条において準用する特許法52条2項は、

特許庁長官は、査定があったときは、査定の謄本を商標登録出願人に送達しなければならないと規定する。

(2) 商標権の設定の登録に係る登録料の納付

商標法40条1項（令和3年法律第42号による改正前のもの。以下同じ）は、商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、1件ごとに、2万8200円に区分（当該商標を使用する商品又は役務が属する政令で定める商品又は役務の区分をいう。以下同じ。）の数を乗じて得た額を納付しなければならないと規定し、同条6項は、当該登録料の納付は、特許印紙をもってしなければならないが、経済産業省令で定める場合には、現金をもって納めることができる旨規定する。同法41条1項は、上記登録料は、商標登録をすべき旨の査定の送達があった日から30日以内に納付しなければならないと規定する。また、同法41条の2第1項（令和3年法律第42号による改正前のもの。以下同じ）は、商標権の設定の登録を受ける者は、同法40条1項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができ、この場合においては、商標登録をすべき旨の査定の送達があった日から30日以内に、1件ごとに、1万6400円に区分の数を乗じて得た額（以下「前期分割登録料」という。）を納付しなければならない旨規定する。

(3) 口座振替による納付

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号。以下「特例法」という。）15条の2第1項は、商標権の登録料を現金をもって納めることができる場合において、特許庁長官は、当該登録料を納付しようとする者から、口座振替による納付を希望する旨の申出（電子情報処理組織を使用して行うものに限る。）があった場合には、その申出を受けることが当該登録料の収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる旨規定する。

(4) 手続の却下

商標法77条2項において準用する特許法18条1項は、特許庁長官は、商標権の設定の登録を受ける者が商標法41条1項に規定する期間内に登録料を納付しないときは、その手続を却下することができると規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、令和元年12月24日、標準文字からなる「A」という商標について、指定商品（当該商標を使用する商品）及び商品の区分を「B」及び「第29類」とする商標登録出願（商願a）（本件出願）をした。

（商標登録出願）

(2) 特許庁審査官は、令和3年3月4日付けで、本件出願について商品の区分の数を1として、商標登録をすべき旨の査定（以下「本件登録査定」という。）をし、本件登録査定の謄本は、同年4月4日、審査請求人に対して送達された。これにより、商標法41条1項及び41条の2第1項所定の登録料の納付期間は、令和3年5月6日までであった（以下「本件納付期間」という。なお、同月4日及び同月5日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）1条1項2号に掲げる日に該当するため、商標法77条1項において準用する特許法3条2項の規定により、所定の納付期間の末日は同月6日となる。）。

（登録査定、郵便物等配達証明書）

(3) 処分庁は、令和3年7月2日付けで、審査請求人に対し、現在、登録料の納付がない旨を通知した（以下、この通知を「本件却下処分前通知」という。）。

（却下処分前通知（はがき）の見本、審査庁主張書面（令和4年7月25日付け）、出願マスタ項目照会画面）

(4) 処分庁は、令和3年9月13日付け（同年10月8日発送、同年11月2日再発送、同月24日再々発送、同月29日到達）で、審査請求人に対し、法律で定められた期間内に登録料の納付がなかったとして、商標法77条2項において準用する特許法18条1項の規定に基づき、本件出願を却下する処分（本件却下処分）をした。

（出願却下の処分、発送目録、審査請求書）

(5) 審査請求人は、令和3年12月8日、審査庁に対し、本件却下処分不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

(6) 審査庁は、令和4年7月12日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

特許庁長官は、本件却下処分の理由を、法律で定められた期間内に登録料の納付がなかったためとしているが、審査請求人は、本件納付期間内に年金10年分の振込を実施している。具体的には、①振込実施日：令和3年4月5日、②納付番号：b、③金額：2万8200円等である。

以上により、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諒問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員の判断は妥当であるとしているところ、審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

本件出願の商標登録出願人である審査請求人は、本件出願について商標権の設定の登録を受ける場合には、商標法40条1項及び41条1項の各規定により、本件納付期間内、すなわち、本件登録査定の謄本の送達があった令和3年4月4日から30日以内（同年5月6日まで。なお、本件納付期間の末日が同日となるのは、上記第1の2の（2）に記載のとおりである。）に、商標法40条1項所定の登録料を納付しなければならないにもかかわらず、本件納付期間内に上記登録料を納付せず、また、本件納付期間経過後2か月の間（同年7月6日まで）にも上記登録料を納付しなかったことが認められ、商標法77条2項において準用する特許法18条1項の規定に基づき、本件納付期間の末日から4か月が経過した令和3年9月13日付けで本件出願を却下した本件却下処分は適法である。

審査請求人は、本件納付期間内に10年分の登録料を納付した旨主張する。しかしながら、そもそも、商標権の設定の登録を受ける者が登録料を納付するときは、商標法施行規則（昭和35年通商産業省令第13号）18条1項の規定に従い、その納付方法にかかわらず、特許庁長官に対し、商標登録料納付書を提出しなければならず、しかも、本件のような電子現金納付（所定の手続を経た上でインターネットバンキング等により登録料を納付する納付方法をいう。以下同じ。）の場合においては、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。）41条の9及び商標法施行規則18条1項様式17備考9の規定に従い、当該納付書に納付番号をも記載しなければならないところ、審査請求人が当該納付書を提出した事実は見受けられない。

なお、納付番号は、納付者が、電子情報処理組織により特許庁が提供するインターネット出願ソフトを用い、「電子現金納付専用パスワード」及び納付者

名義（「電子現金納付カナ氏名」）を設定した上、識別番号及び上記「電子現金納付専用パスワード」を入力し、特許法、実用新案法、意匠法、商標法のいずれの法令に係る納付であるか（「四法」）及びその「手続種別」を選択することで取得するものであり、納付番号の取得にあたって、出願番号等、当該納付の対象となる案件を特定可能とするための情報を入力することはないから、特許庁長官は、仮にその納付者が取得した納付番号を商標登録料納付書によらず知り得たとしても、払い込まれた料金の対象となる案件を特定することは不可能であり、当該納付書が提出されて初めて、納付者が当該出願に係る登録料を電子現金納付により納付したことが明らかになるのである。この電子現金納付に係る一連の手続の流れから見ても、納付番号の取得だけをもって本件出願に係る登録料の納付があったものとみなすことはできない。

その他、一件記録を精査しても、本件却下処分の適法性及び妥当性に疑義を差し挟む事情は見当たらない。

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却するのが相当である。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和4年7月12日、審査庁から諮問を受け、令和4年7月21日及び同月28日の計2回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和4年7月25日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の適法性及び妥当性について

(1) 商標権の設定の登録を受ける者は、商標権の存続期間である10年分の登録料を、商標登録をすべき旨の査定の送達があった日から30日以内に納付しなければならない（商標法40条1項及び41条1項）。また、この登録料は二分割して納付することができ、この場合の前期分割登録料の納付期限は、上記と同じとなっている（同法41条の2第1項）。

(2) これを本件出願についてみると、本件出願の商標登録出願人である審査請求人は、本件出願について商標権の設定の登録を受ける場合には、本件納付期間内、すなわち、本件登録査定の謄本の送達があった令和3年4月4日から30日以内（同年5月6日まで。なお、本件納付期間の末日が同日となるのは、上記第1の2の（2）に記載のとおりである。）に、商標

法40条1項所定の登録料又は同法41条の2第1項所定の前期分割登録料を納付しなければならなかつたことになる。

- (3) 審査請求人は、本件納付期間内である令和3年4月5日、電子現金納付により、本件出願に係る商標権の10年分の登録料の振込を実施した旨主張するので、以下、この点について検討する。

商標権の設定の登録を受ける者が登録料を納付するときは、特許庁長官に対し、出願番号等を記載した商標登録料納付書を提出しなければならず（商標法施行規則18条1項及び様式第17）、加えて、電子現金納付の場合には、当該納付書に納付番号を記載しなければならない（同規則様式第17備考9及び特例法施行規則41条の9）。そして、特許庁長官が当該納付番号によりその納付を確認したときは、現金による日本銀行への納付及びその現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付に係る書類（本件の場合、商標登録料納付書）の特許庁長官への提出が完了した日を、その納付がされた日とする（特例法施行規則41条の10において準用する工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成8年通商産業省令第64号）7条1項）とされている。なお、審理員意見書及び弁明書によれば、処分庁は、本件却下処分前通知の後に、審査請求人に電話連絡をして、振込だけでは登録料の納付手続は完了せず、別途商標登録料納付書を提出する必要がある旨伝達し、審査請求人の要望を受けて、審査請求人指定の送付先に当該納付書の様式見本を郵送（普通郵便）したとしており、このことは、当審査会の求めにより審査庁を経由して処分庁から提出された資料によっても確認することができる（電話連絡応対メモ）。

こうした法令の規定に従って手続をとる必要があったにもかかわらず、審査請求人は、商標登録料納付書を提出しておらず、処分庁は、当該納付書に記載されるべき出願番号と納付番号によって本件出願に係る商標権の登録料の納付を確認することはできないのであるから、本件納付期間内に審査請求人の主張する振込がされていたとしても、それをもって所定の登録料の納付があつたということはできない。

- (4) そして、一件記録を精査しても、審査請求人が本件納付期間内に所定の登録料又は前期分割登録料を納付したと認めるに足る資料はない。
- (5) 以上によれば、処分庁が、法律で定められた期間内に登録料の納付がな

かったとして、商標法77条2項において準用する特許法18条1項の規定に基づき、本件却下処分をしたことに違法又は不当な点は認められない。

なお、本件却下処分の通知書には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）82条1項に基づき処分の相手方に教示しなければならない事項である審査請求をすることができる期間について、その起算日が「この処分の送達を受けた日」の翌日と記載されている。このことについては、当審査会の答申（令和4年度答申第2号）において、同法18条1項の規定に則して正しく記載（「処分があったことを知った日」の翌日）して教示するよう指摘したところである。その対応状況を審査庁に確認したところ、可能な限り早期に指摘のとおり対応することとしており、回答の時点では、システムにより教示文が挿入される処分であってその修正に時間を要する登録の処分を除き、全ての処分について対応したことであった。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委 員	三 宅	俊 光
委 員	脇 敦 子	
委 員	中 原 茂 樹	